

研究活動上の不正行為について

甲南大学

(1) 不正事案名

本学教員による研究不正行為（盗用）事案

(2) 不正行為の種別(捏造、改竄、盗用、研究費不正、その他)

盗用

(3) 調査委員会を設置した機関名及び調査委員の所属、職名及び氏名

「甲南大学研究活動における不正行為の通報・告発に関する規程」（以下、「規程」）第5条に基づき、本調査委員会（教職員1名、外部有識者3名）を設置した。

委員長（教職員）渡邊順司 甲南大学 副学長（コンプライアンス担当）

委員（外部有識者）上島康弘 元甲南大学教授

（外部有識者）舟場拓司 関西大学 社会学部特別契約教授

（外部有識者）小川洋一 弁護士法人俵法律事務所 弁護士

(4) 不正行為に関与した者等の所属、職名及び氏名

本学教授

(5) 不正行為と認定された研究が行われた機関名

甲南大学

(6) 通報・告発受理日

2023年8月7日、本学教員の著書について盗用の疑いがある旨の通報・告発書が匿名にて郵送で届いた。

(7) 本調査の期間

2023年10月5日～2024年3月1日

(8) 不服申立てに対する再調査の期間

2024年4月9日～2024年6月18日

(9) 文部科学省又は配分機関が報告を受理した日

経費の使用が認められなかったため報告していない。

(10) 不正行為が行われた経費名称

対象となった書籍については競争的資金、基盤的経費等による研究成果とは認められなかった。

(11) 不正事案の概要

（告発の概要）

当該教授と共同研究者が学術雑誌で公表した研究成果を、当該教授の単著において適切な

表示がない形で流用しているとの匿名の通報・告発があった。

(本調査の体制)

規程に基づき予備調査を行った結果、学長が本調査を行うことを決定し、規程第 5 条に基づき、本調査委員会（学内委員 1 名、学外委員 3 名（有識者・弁護士））を設置した。

(調査方法)

調査対象書籍と共著論文の異同を書面での突合および剽窃チェックツールを用いて比較検討し、あわせて関係者への聞き取り等を通じて行った。

(調査結果・不正行為と認定した理由)

当該教授の単著において、共著論文の内容が適切に表示されない形で流用されており、共著者からも出典について適切な表示なく流用することについての了解を得られていないと認められたことから（掲載についての共著者らへの事前連絡、当該単著書籍の献本及び当該単著書籍内での謝辞や参考文献としての記載があったことは認められたが、これらをもって出典について適切な表示なく流用することについての了解が得られていたとは認められない。）、盗用に該当すると判断された。さらに、当該教授においては研究不正に関する研修を継続的に受講していたにもかかわらず本件不正行為に至ったものであり、また、単著では共著論文に記載されていなかった「出典）筆者作成」という記載が書き加えられていることから、読者と共著者に対する「注意義務・誠実性を著しく怠った行為」にあたると判断した。

(12) 不正行為の発生要因及び再発防止策

研究不正に関する研修を受講しながらもその本質を理解せず、出典についての適切な表示をすることないしは共著者からの同意を得ることにつき慎重を欠いたことが不正発生につながったと考えられる。今後教員を対象として、研究倫理教育だけでなく、身近に起こった具体的事例を周知するなど研究不正を防ぐための効果的な研修を行うことが必要である。

(13) 研究機関が行った措置

今後、甲南学園就業規則に基づき判断が下される予定である。

以上